都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成23年夏期における計画停電に伴う休業について

計画停電については、「不実施が原則」の状態に移行しているが、電力需給バランスが万が一悪化し、計画停電のおそれが高まった場合には、経済産業省から「電力需給逼迫警報」が発出され、緊急の節電要請が行われるとともに計画停電の可能性について周知がなされるほか、やむを得ず計画停電を実施する場合には、計画停電の実施について2時間前に電力会社から周知がなされることとされる等の運用の改善が図られたところである。

事業場における休業については、やむを得ず実施される計画停電に伴う休業の場合においても、法定労働条件の確保はもとより、労使で十分に話合いを行い、休業に伴う労働者の不利益を回避するよう努力することが重要である。

このため、計画停電に伴う休業については、下記に留意するよう事業場への周知 等を図られたい。

記

- 1 やむを得ず実施される計画停電に伴う休業の場合においても、労使がよく話し合って休業に伴う労働者の不利益を回避するよう努力することが重要であること。
- 2 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。)第 26 条の使用者 の責に帰すべき事由による休業に該当する場合だけでなく、労働契約、労働協約、 就業規則等の定めに基づき、休業の場合に賃金、手当等を支払うこととされてい る場合にはこれらを支払う必要があること、また、これらの手当等を支払わない こととすることは労働条件の不利益変更に該当すること。
- 3 平成23年夏期の計画停電に伴う休業の場合の法第26条の取扱いについては、「計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて」(平成23年3月15日付け基監発0315第1号)の記の3中「計画停電が予定されていた」とあるのは「政府から電力需給逼迫警報が発出された」と、「計画停電の予定、その変更の内容やそれが公表された時期」とあるのは「当該警報の内容、当該警報が解除された時刻、計画停電の実施又は不実施が電力会社から発表された時刻」と読み替えて適用するものであること。

読替え表

平成23年3月15日付け基監発0315第1号「計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて」

| 読替え後 | 読替え前 |
|---|---|
| 基 監 発 0315 第 1 号 | 基 監 発 0315 第 1 号 |
| 平成 23 年 3 月 15 日 | 平成 23 年 3 月 15 日 |
| 都道府県労働局労働基準部監督課長 殿 | 都道府県労働局労働基準部監督課長 殿 |
| | |
| 厚生労働省労働基準局監督課長 | 厚生労働省労働基準局監督課長 |
| | |
| 計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて | 計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて |
| 休電による休業の場合の労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第26条の取扱いについては、「電力不足に伴う労働基準法の運用について」(昭和26年10月11日付け基発第696号。以下「局長通達」という。)の第1の1において示されているところである。今般、平成23年東北地方太平洋沖地震により電力会社の電力供給設備に大きな被害が出ていること等から、不測の大規模停電を防止するため、電力会社において地域ごとの計画停電が行われている。この場合における局長通達の取扱いは下記のとおりであるので、了知されたい。 | 休電による休業の場合の労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第26条の取扱いについては、「電力不足に伴う労働基準法の運用について」(昭和26年10月11日付け基発第696号。以下「局長通達」という。)の第1の1において示されているところである。今般、平成23年東北地方太平洋沖地震により電力会社の電力供給設備に大きな被害が出ていること等から、不測の大規模停電を防止するため、電力会社において地域ごとの計画停電が行われている。この場合における局長通達の取扱いは下記のとおりであるので、了知されたい。 |
| 記 | 記 |
| 1 計画停電の時間帯における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。 | 1 計画停電の時間帯における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。 |

- 2 計画停電の時間帯以外の時間帯の休業は、原則として法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すること。ただし、計画停電が実施される日において、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて原則として法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないこと。
- 3 <u>政府から電力需給逼迫警報が発出された</u>ため休業としたが、実際には計画停電が実施されなかった場合については、<u>当該警報の内容、当該警報が</u>解除された時刻、計画停電の実施又は不実施が電力会社から発表された時刻を踏まえ、上記1及び2に基づき判断すること。
- 2 計画停電の時間帯以外の時間帯の休業は、原則として法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すること。ただし、計画停電が実施される日において、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて原則として法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないこと。
- 3 <u>計画停電が予定されていた</u>ため休業としたが、実際には計画停電が実施されなかった場合については、<u>計画停電の予定、その変更の内容やそれが</u>公表された時期を踏まえ、上記1及び2に基づき判断すること。